

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

——主として制度の近代化について——

杉 浦 智 紹

- 一、は し が き
- 二、封建国家に於ける裁判制度と近代国家における裁判制度の特徴
 - (一) 封建国家に於ける裁判制度の特徴
 - (二) 近代国家に於ける裁判制度の特徴
- 三、近代化の標識
- 四、日本に於ける近代化
 - (一) 裁判権の国家的独占
 - (二) 法による裁判
 - (三) 裁判の公開
 - (四) 二当事者訴訟構造
- 五、統一法典としての民事訴訟法の成立
- 六、第二次大戦後の事情
- 七、む す び

一、はじめに

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

民事訴訟の立場よりみた日本の近代化という問題を論ずるにあたっては、民事訴訟制度の変遷を通じて国家・社会・私人との関係でこれを捉える事がその目的に接近するものと思はれる。そこで幕藩体制を含めて、封建国家における民事裁判制度と近代国家における民事裁判制度との差異を通じて、いかにして訴訟制度が近代化してきたかその過程を沿革的に論ずることからはじめてゆきたいと思う。

二、封建制国家における裁判制度の特徴

(一) 封建国家に於ける裁判制度の特徴

第一に、封建国家に於ては裁判権能が農民に対する領主の直接的な権力支配の手段として現象するので、裁判制度は、制度としての客観性に乏しいという点。従って、近代社会における如く超越的な権力として一定の客観的な構造と権力行使の媒介としての実体法を具有して居る訴訟制度とは基本的に異なるのである。

第二に、右の裁判権は、いわば行政権の一態様として現象し、これと不可分の機能をもって行使されるといふ点である。

第三に、支配権力が個別的領主によって分有されていた結果、裁判権についても領主権力に付随して分裂しているという点、従って個別的領主の有する裁判権はその範囲で独立した自己完結的な態様をとっていたといえる。

第四に、裁判は権その行使をうける対象の身分的差異に応じて異なるといふ点。

以上の四点を封建制国家における裁判制度の特徴として指摘することができる。^(二)

(一) 近代国家における裁判制度の特徴

第一に、近代国家に於ては一切の生産即ち生活関係を支配するものは商品交換—流通過程であり、その全国家的な展開に応じて、この過程を規制する裁判権は唯一の統一的権力である国家に帰属せざるを得ないという点である。

第二には、商品交換過程が一切の生産の契機になるといふ事は、総ての人間が商品交換の主体として平等な地位を獲得することになるので、身分、階層による規整の差異は、自由な商品交換の障害として排除され、すべての者が同一の裁判権の行使を受けることになるという点である。

第三に、近代社会は国家による経済外的な強制によることなしに、外部からの直接的な強制力でなく、間接的・純経済的な流通過程という要因を媒介として維持される限り、それ自体として自律的に営まれるという点である。ここでは裁判権の行使は恣意の排除と客観的な基準、即ち実体法によってなされることが要求せられる。この様な客観的基準に基かない裁判権の行使は、商品交換過程の正常な運行を乱すものとして排除される。そこで裁判権の行政権よりの分離独立が達成されるという点である。

第四には、裁判権行使の客観性を保障するため、国家的機構の整備が要求され、裁判権行使の機関が「制度」として確立することになるという点である。^(三)

以上の考察は、従来唯物史観に立脚して法学特に訴訟法学を研究されている染野教授の分析に負うている。しかし、その説かれる処に従ったのであるが、訴訟制度にはなお媒介概念としての企業法或は身分法を必要とする。この点については将来一層研究を必要とする問題であると思はれる。

(一) この点の詳細な検討は染野義信「民事訴訟法原論」一二頁以下及び日本近代法発達史6「裁判制度」三頁以下。

(二) 染野義信、前掲裁判制度五頁以下。

三、近代化への標識

右の前提に立脚して、近代法治国家機構の下における民事訴訟制度の特徴、換言すれば近代化への標識を求むるとすれば、次の四点に之れを求めることができると思はれる。

(一) 裁判権の国家的独占

一国の法秩序の維持は、終局的には国家の任務に属するのであり、民事訴訟におけるこの任務の遂行は、近代国家に於て、裁判権の国家的独占によって実現されるところとなったのである。従つてこの標識を先ずもつてあげる必要がある。

民事訴訟制度上には更に次の様に分けられる。

a 裁判機関の構成——司法権の独立

b 訴訟手続の公法化——手続の画一性

c 訴訟公営の結果として訴訟施設の一般公開

(二) 法律による裁判——その二面性

近代国家は、三権分立の国家機構の下に、いわゆる「司法権の独立」を標榜する。即ち法律による裁判を高調して

「専断裁判」を排斥し、その根絶を期するとともに、裁判官は法律にのみ服従すべきものであることを要請する。従つて、裁判が必ず法律に依拠すべきことの要請は正しく近代化の標識でなければならぬ。

a 裁判の内容の基準は法に求めなければならぬという事。

b 裁判の手続も亦法によって規制されねばならぬという事。

(三) 審理の公開

近代国家は、裁判の公正を保つために、訴訟審理の公開を保障する。

(四) 二当事者主義訴訟法制度の確立

近代の訴訟制度は、すべて原告・被告対立の二当事者訴訟構造をとっている。制度としては、国家の事件に対する不干渉主義と、当事者に対する平等主義の上に築かれる。

以上の四点を民事訴訟制度の近代化の標識として捉えることができると考へている。

四、日本における近代化

以上掲げた理論的基準に従つて、日本に於ける民事訴訟制度の近代化がいつどの様な型に於て行われてきたか、その変遷を通じてこれを述べてみたいと思う。

(一) 裁判権の国家的独占 即ち制度としての近代化から論を進める事とする。

(a) 司法権の独立について

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

日本では、古くより、裁判所を行政官庁から独立せしめる思想がなく、行政庁が同時に裁判所であった。^(二)このような状況の下に明治新政府が成立したので、その初めには行政権と司法権は未分化の状態であったが一八八九年（明治二二年）制定の憲法において、司法権の独立が確言されている。即ち明治元年四月二十七日太政官より政体書が發布されて居るが、それによると太政官を分つて、立法、行法、司法の三権とすと規定して、司法権の觀念を明かにはしたものの未だ徹底したものではなかった。その事は、政体書に「太政官ノ権力ヲ分ツテ立法、行法、司法ノ三権トス、則偏重ノ患無カラシムルナリ」と規定し、また「立法官ト行法官ヲ兼ヌルヲ得ス、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス」と規定しているところからも行法官と司法官が全く別個独立のものであったとはいえないなかつたわけである。

民事訴訟については、中央官吏として、民部省が最高裁判所であり「府藩県ニ於テ断シ難キ訟ハ審ニ其事実ヲ糺シ能ク其情状ヲ吐露セシメ毫モ壅蔽冤柱ナキ様公平ニ裁断スベキ事」とある如く、府県差出の訴訟事件について裁判権を有していた。一方、各地方では裁判の任に当つたのが府県藩であり、諸藩が民刑の裁判権を有していた。この制度は大政奉還後も持込まれたのである。以上行政司法未分化の状態を述べたのであるが明治四年廢藩置縣の直前七月九日に司法省が設置され、大蔵省が聴訟事務を引継いだのであるが、同年九月に至り、司法省がこれを引継いで最高裁判所となつたのである。法治国の理想を胸に秘めていた江藤新平が明治五年四月司法卿になると、官僚を指揮して欧米諸国の司法制度を参酌し僅か二ヶ月余で同五年八月三日司法職務定制（太政官達）^(三)を設けた。これが我国に於いて全国的に行政庁より分離した裁判所の制度を設けた最初の事であり、行政庁と裁判所との分離を目標とすることにより、我国の司法制度は近代化に一步踏み出したといえる。次いで明治八年（一八八五年）大審院の創設に伴つて大改革

が行われた。即ち江藤卿の改革では司法行政と裁判との分離が、府県裁判所と区裁判所まで或程度行われたのであるが、常置裁判所である司法裁判所では司法行政機関である司法省との間に混同があり、司法卿自身にも或程度の裁判権が留保されていた。しかし、この改革によって、司法行政の官衙たる司法省と裁判を行う裁判所とが截然と区別されるに至った。ところで大審院設置の布告されたのは明治八年四月一四日であり、大審院職制章程の制定されたのは五月二四日である。これによると大審院は民事刑事の上告を受け上等裁判所以下の不法なものを破棄して、全国法憲の統一を主持するところとなった。^四ここに制度の近代化としての大審院が確立したという事が出来る。

(b) 手続の画一性については訴答文例をあげることができると思はれる。

即ち訴訟手続については訴答文例をもってはじまるものと思はれる。なぜなら、それまでは統一的な通常訴訟手続は有していなかった。

1)、司法省では明治五年三月二日、江藤新平が司法卿に就任する直前、正院に対して「現今詞訟法に一定の規則がないため府県の裁判が区々になるので詞訟法概略を定めて一般御布告相成りたく、依つて原告・被告・条例並びに附録だけまづもつて草案を取調べ進呈する。猶審判・条例の儀は追々取調べて相伺い出たいと思ふが此段草案三冊を相添えて至急御評決願いたい」という司法省起草にかかる「原告・被告条例並びに附録」がそのまま目されるが、しかしこれは施行されるには至らなかった。

2)、先述した司法職務定制は全二二章一〇八条よりなる裁判所構成法並びに簡単な民事・刑事訴訟法を添加したものである。この中民事訴訟法に焦点をしばつて考察してみると、例えば、江戸時代の幕府の訴訟手続の一種である出入

筋における目安札に由来し、「被告人の答弁を聞くことなく、原告の訴状のみによってその訴訟を受理するか否かをきめる」^(五)目安札の制度が聴訟順序中に採用されているのである。しかし、直接の起草担当者は不明である。その後、江藤卿によって民法と共に民事訴訟法の編纂が計画され、全三巻八三ヶ条から成る裁判所規則の草案である訴訟法略則が出来たが、しかし施行はされなかった。このようなわけで、我国最初の民事訴訟法典としては訴答文例をあげることができる。即ち明治六年七月十七日に太政官布告二四七号を以って制定され、二三年の民事訴訟法の実施されるではあるが、当時の実体法規定が極めて不備であったのに対し相対的ではあるが訴訟手続がくわしく規定された事實は注目すべきであると指摘されて居る如く、「訴答文例」の各法文はその規定が具体的である。即ち証拠を嚴格にし「訴権の類型化により」、「私権の類型化」を行つている点に於て特徴的である。向井氏によれば、訴答文例は英米法的要素を内蔵するといわれている。その事は、「訴答」は *pleading* にその源流を求めうること、また訴答文例制定前後に於て英米法の影響のあつたことは明治六年十一月五日太政官布告三六二号「出訴期限規則」を指摘できようとなれ、*imitation of actions* の影響があつたかどうか。もし仮りにそうだとすればこの法案の立案者はアメリカ人、司法省御備外人ヒルといえる^(七)とされている。

ともあれ、本法は主として訴状及び答弁書の書式等に関する規定であつた。その書式のみならず用紙までも法定されていた点は注目に値する。

次いで明治七年太政官布告五四号による民事訴訟略則を経て、明治八年太政官布告一〇三号による裁判事務心得が

定められるに至る。

訴答文例 明治六年七月十七日太政官第二四七号布告、同年九月一日より施行。

第一卷 原告人ノ訴状

第一章 原告ヨリ被告人住所身分ノ書付ヲトル事（一、二条）

第一条では訴状に身分を明かにし、本主、子弟、厄介の別を記せと封建的な規定を置いている。

第二章 代書人ヲ用フル事（三、四、五条）

代書人の選定を訴訟に必要な条件としている。

第三章 訴状ノ定則ノ事（六条）

第四章 訴状ノ書式ノ事（七―二〇条）

書式に拘束される点で極めて形式的でありながら、他面具体的であった。即ち一四種の事件について訴状の書式を示している。

a、貸附米金等淹滞ノ訴状（七条）、b、預金米金淹滞ノ訴状（八条）、c、売掛代金淹滞ノ訴状（九条）、d、手附金売買違約ノ訴状（十条）、e、受負料淹滞ノ訴状（十一条）、f、奉公人違約ノ訴状（十二条）、g、専売免許ヲ犯シタルノ訴状（十三条）、h、商社中取引ノ訴状、i、夫婦離別ノ訴状（十五条）、j、養子女ヲ離別スル訴状（十六条）、k、家督相続ノ訴状（十七条）、l、田畠山林等売買違約ノ訴状（十八条）、m、経界ヲ争ウノ訴状（十九条）、n、抗告ノ訴状（二〇条）

第五章 一冊ノ訴状ハ一事件ニ止ル可キ事（二一条）

第六章 一冊ノ訴状ニシテ二件以上ヲ合スルヲ得ル事（二二条）

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

訴の客観的併合を規定している。

第七章 原告人連名ノ訴状ノ事（二三、二四条）

第八章 連名ノ被告人ヲ訴フル事（二五、二六、二七条）

訴の主観的併合を規定している。

第九章 譲証文ヲ以テ訴ル事（二八、二九条）

第十章 代言人ノ事（三〇、三一、三二条）

訟庭の弁論は本人の請願により代言人をして代言させることを許している。

第二卷 被告人ノ答書

第一章 答書ノ定則ノ事（三三条）

第二章 代言人ヲ用フル事（三四条）

第三章 代言人ノ事（三五、三六、三七条）

第四章 原告人ノ返リ証文ヲ所有シタル答書ノ事（三八、三九条）

第五章 原告人ヨリ返済延期ノ約ヲ破リタル答書ノ事（四〇、四一条）

第六章 原告人証書ヲ偽造シタル答書ノ事（四二条）

第七章 経界ヲ争ウ答書ノ事（四三条）

第八章 既ニ訴ヘラレタル事件ニ未ダ訴ヘサル事件ヲ接続スル事（四四、四五条）

第九章 対決前熟議解訟ヲナシタル答書ノ事（四六、四七条）

第十章 対決前返済延期ノ約定ヲナシタル答書ノ事（四八条）

第十一章 対決前親戚又ハ朋友ヨリ代償ノ延期ヲ約シテ解訴ヲナシタル答書ノ事（四九条）

第十二章 対決前親戚又ハ朋友ヨリ代償延期ノ約定ヲナシタル答書ノコト（五〇条）

かくの如く訴訟法の体系を整え、訴訟手続としてはここに近代化の一步を踏み出しはしたものの、主として訴状答弁書の書式等に関する規定であり、手続については、更に明治七年（一八七四）五月十九日太政官布告五四号で民事訴訟略則が定められた。本規則は、「民事訴訟トハ刑事ノ外総テ權利ノ妨害ヲ第三者訴出テ其裁判ニ服セズンテ、上等ノ裁判所へ訴フルヲ云」ト註釈を加え、古來民事の上訴に關し律令にすでにその制があり、中世にも存したに拘らず江戸幕府法にはなくなっていた上訴の制度を規定した。主としてフランス法の系統をひいている。ところでこの規定は、明治八年（一八七五）司法制度が改革され、大審院ならびに上等裁判所が設置されるに伴い、五月二四日控訴上告手続（太政官布告九三号）が定められるに至って廃止せられた。しかしてこの規則により上訴に關する法規は整備せられるに至った。「第一章 控訴ノ事、第二章 上告総則ノ事、第三章 民事上告ノ事、第四章 刑事上告ノ事」の四章三九条からなる。府県裁判所の初審に服しないで、ふたたび上等裁判所へ訴えて覆審を求めるのを控訴といふが、控訴は民事にとどまり刑事には及ばないとされていた。この規則は明治十年（一八七七）二月十九日に太政官布告一九号で全文改正が行われ、上告状の記載が詳細となっている。

その他民事紛争については起訴に先立って一応勸解を受くべく、勸解前置主義が採られた。旧幕時代からの伝統的な内済が行われて下級審においては裁判よりも内済すなわち「勸解」を強く期待していた。そこで明治八年九月八日東京裁判所支庁管轄区分並取扱規則（法全一七四八頁）に於て「民事事件は金額の多少に拘らず本人の申出により支

序で勸解を行え」（第六条）と規定し、翌九年（一八七六）九月二七日の司法省第六号達をもって本庁ならびに支庁管内に区画を定めて区裁判所を置き、勸解等の事務を取扱わせる事とし、裁判所支庁仮規則を改正して区裁判所仮規則を制定した。勸解の手続については東京裁判所が現場で取扱った勸解手続略則なるものを、八年十二月二八日司法大亟の添翰をもって各府県裁判所へ送付しているから、これによって調停手続の概略を知ることができる。このように旧幕時代から引続き行われてきた勸解（内濟）すなわち調停は明文化された。しかし幕府時代の如く半強制的なものではなく、本人の申請に基いて行われるものという形式を採っていたが、下級審においては勸解を第一義的に考えていた。そのことは、九年十一月二七日の司法省甲第一七号布達に「民事ノ詞訟ハ可成丈ケ一応区裁判所ノ勸解ヲ乞フ可ク、此旨諭達候事」とあるのをみても明かである。我国に明治から昭和に至るまで調停制度が独自の発達をとげ現在に至って居るのは以上のような伝統的訓練の結果であるといわれる。明治一四年十二月二八日太政官八十三号布告治安裁判所及始審裁判所ノ権限（法全一四七頁）によれば、治安裁判所は訴訟事件を勸解すべく、諸官庁に対する事件及び商事に係り急を要する事件は勸解するの限りではないが（第一条）、原則として之を経なければ訴訟を提起しえないこととし、所謂和解前置主義が採られたのは、フランス法（四八条）に倣ったものである。勸解の手続に付ては、明治十七年六月二四日司法省丁第二三号達勸解略則（法全二二五六頁）を以って定められ、始審裁判所及び治安裁判所が之を行うものとされた。

このようにして、太政官布告・司法省布達・指令等によって個々の事項に関する規則は定められてきたが、未だ包括的統一的な法規は存しなかった。また他面、西洋の法体制度を模するにあたっては、主としてイギリス、フランス

法に影響を受けていたのである。

(二) 法による裁判、a 特にその実体法との関係について

明治時代の初頭を考へる場合、政治的・社会的にあらゆる面で大規模な改造が行われつつあったことを想起するのであるが、この意識的な改造の努力と之に反対する保守的な運動並びに両者を調和しようとする試み等が、明治初年に於ては、多くの主義主張の宣言や原則を示す法令の類となつて現はれた。法律の部面では、当時、法典としては刑典があるのみであり、民法、商法の法典を欠き、訴訟法の領域では明治十三年に治罪法が制定されたが、民事訴訟法典は存しなかつた。一方、維新以来、政府は近代国家秩序の樹立のために多数の法令を出したが、いずれも断片的な部分法であるに止まり、太政官時代を通じて多くの点で慣習が行われていた。このような現実に対し、政府は早くから成文法主義の理想を打ち出して、慣習を補充的効力のあるものとして取扱う方針をとつた。そこで八年（一八七五）六月八日第一〇三号布告の裁判事務心得は、まず裁判所は「法律」に従つて遅怠なく裁判することを命じたのであり、とりもなおさず裁判における成文法主義の宣言に外ならないのである。^(九)

裁判事務心得（法全一二七頁）は其布告文に曰く今般裁判事務心得左ノ通相定候此旨布告候事

第一 各裁判所ハ民事刑事共法律ニ従ヒ遅滞ナク裁判スヘシ、疑難アルヲ以テ裁判ヲ中止シテ上等ナル裁判所ニ伺出ルコトヲ得
ス但刑事死罪終身懲役ハ此例ニアラス

第二 凡ソ裁判ニ服セサル旨申立ル者アルトキハ其裁判所ニテ弁解ヲ為スヘカラス、定規ニ依リ期限内ニ控訴若クハ上告スヘキ
コトヲ言渡スヘシ

第三 民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

第四 裁判官ノ裁判シタル言渡ヲ以テ将来ニ例行スル一般ノ定規トスルコトヲ得ス

第五 頒布セル布告布達ヲ除クノ外諸官省隨時事ニ就テノ指令ハ将来裁判所ノ準拠スヘキ一般ノ定規トスルコトヲ得ス

右の規定は何れも重要な原則であるが、始めの二つが裁判の原則を定めたのに対し、最後の二つは何が法であるかを定め、中間の第三条は特に民事の裁判に於ける裁判規範について規定して居る。この第三条こそ、民事に関する成文なき場合に、習慣に第一次の補充的効力を認め、条理に第二次の補充的効力を認めたのであって、民事に関する成文の法制のなかつた此時代には、殊に重要であつたに相違ないのである。穂積陳重氏は法律進化論に此第三条を評して「この規定は実に近世立法の傑作とも称すべきものにして、法律進化の極致を體現し、半世紀の後、世界の稱讚を博したる「スイス」民法第一条に先鞭を著けたものといふ事ができる」（訴訟進化論一冊二二八頁）と述べておられる。

此の裁判事務心得が布告された明治八年は、明治時代の裁判制度が一段落をつげた年であつたといわれている。^{二〇}また明治維新に際しては王政復古の聲が起り、政治に関する制度は中古の律令法に則つたものが多かつたが、裁判制度に於ても、律令や明清律の思想が勢力を得て、聴訟と断獄という二種の裁判が行われることに定まり、新律綱領は此制度に基いて制定され、民事裁判の観念は聴訟の観念の中に含まれていたが、如何にせんこれは民法という観念のない支那法^{二一}の思想に基くものであり、行政訴訟の観念も混入し、今日言う所の民事の裁判とは余程異つたものであつたことは既に歴史家の説く所である。ところで津田真一郎が泰西国法論を翻訳した慶応二年以来、ローマ法系の法律組織が我国に知られる一方、明治三年太政官内に制度取調局が置かれると共に、仏国法典の翻訳に着手し明治四年には箕作麟祥の仏国民法の口訳の筆記が版行され、民法をはじめ仏国の所謂六法式な考へ方で、法律問題を考えるというこ

とが急速に発達しつつあり、明治五年には行政訴訟規則が設けられ、七年に至って裁判を聴訟と断獄と呼ぶのを改めて、民事又は刑事の裁判と称する様になり、明治八年は此裁判制度上に於ける欧化が一段落に到達した時である。前述の如く明治八年四月に大審院を設けて行政官より裁判所を分離して独立の権限を附与し、上等裁判所及び府県裁判所を設置し、夫々に民事課と刑事課とを置いて、大体今日の体裁の如き裁判所の組織が出来上った。而してこの裁判事務心得が公布されたのはその年の六月であつた（尾佐竹猛「明治裁判史」）。

明治時代の政治の大原則となつた、五箇条の御誓文の一つに、「旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし」と宣言せられて居り、民法や民事上の裁判に関しても亦此原則の如くに、旧来の陋習を認めるものは之を排して、天地の公道につくように努めなければならぬとの努力があつたのであるが、民法の如く国民の固有の慣習と密接な關係を伴つたものは、何が旧来の陋習と認むべきか、又たとえそれが明らかになつたにせよ、永年の慣行を一朝一夕に改めることは困難というよりは不可能の事に属したといえる。この明治八年の裁判事務心得第三条も亦この御誓文中の一箇条に直接關係を有するものである。

明治四年までは封建時代の継続であり、新政府の直轄地である府県の外に藩が制度として存していた。そこでは慣習法は之を排するのではなく、反対に尊重されるのが当時の裁判の法則であつた。このことは民事慣例類集により、各藩各地で区々の法則が慣習法として存在していたことから容易に知られうる。しかして、新法の制定がない場合には旧来の慣習法が行はれたのである。即ち先例を以つて法として尊重するという所に徳川時代の民事裁判の根本思想があり、明治の初年には、さしもの大改革にかかわらず慣習法が依然として尊重されていたのであつた。先に述べたる

様に、仏国民法が民法典の模範とされたのであるから、此点から考えると自然法的な道理を尊重して慣習を軽視するが当然であるべきである。これに関して明治八年十一月三十日、司法省は、同月七日滋賀^(一三)県伺に対し「慣習トハ民間ニ於テ習慣俗ヲナシタル習俗ニハ無之事」との指令を出し、習慣とはいえ、政府と民間との慣習として定まる一種の法律を以て、成文の法律に対する補充的効力を認めたのである。

しかし当時伝来した西洋の法律学に於ては、慣習とは民間慣習も含めて之を重んずるものであり、明治十年司法省の出版した民事慣例類集の序には、民間の慣例に従来法としての効力を有したものがあつたことを認め、加えて旧慣の効力が認められて成文法が却つて行われなくなるという現象すら起るに至つた。ところで司法省は明治十二年二月二五日達により「慣習トハ民法上人民ノ慣行認許スル者及ヒ従来官民ノ間ニ慣行スル例ニシテ条理ニ背反セサル者ヲ謂ウ義ト心得ヘシ」と指令する処となつた。即ち習慣と雖も条理に背反した者は之に補充力を認め難いという事を示し、何を以つて習慣とするかは、一に裁判官の専権に属するとされた。このようにして八年以来、大審院判決を検討してみると、**「条理」**を振りかざして判決している場合の多い理由もここに存するわけである。

他面、訴訟に対し裁判所は判決すべき義務の存したことは先述一〇三号布告第一項に明示されている処であるが、一八年一〇月の大審院判決にも「凡ソ裁判所ニ於テハ、請求ヲ受ケタル事件ニ付キ必ス判決ヲ為スヘキノ条理ナリトス、故ニ若シ裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ為サザルトキハ、之ヲ不法ノ裁判ナリトス」といつて裁判の義務性を強調している。(bの標識については四の(一)(b)(一四三頁以下)参照)

(三) 裁判の公開について

裁判公開については最終的には憲法によって保障される場所であるが、この事は近代国家の政治的要請であり、その先駆は明治八年二月二二日の布告にあると思はれる。

古来、我國の裁判をふり返ってみるとき、ひたすらお上の恩恵による裁判が行われていたとみることができるとも(一三)その例証としては、応保二年(一一六二年)十月、円城院領星田南北庄の住人等が本家の政所の裁判を申請する解状に、望んで「鴻忠」を請らくは、解状の旨に任せて御裁断あらば、將に正理憲法の蔽なるを知らん(「平安遺文」第七卷二五七八―九頁)といっている。この事態は中世近世に入っても異るところがなく、又江戸時代全期を通じても同様であり、裁判役人は「裁判をしてやるのであり民衆は裁判をして戴くのであった。その例証としては、弘化四年(一八四七年)七月、河内国松原村の助一郎なる者が提起した奉公人代り出入事件についての訴状(関大法学会編「大阪周辺の村落史料」第一輯一四五―六頁)に、訴状の見出しは「乍恐御訴詔」と書き、原告を「願人」として、訴状の結文は、右相手(被告)の者共を召出され早々人代り相立てるよう仰せ付け下されば「廣大之御慈悲難有仕合ニ奉存候」といっている。このようにして、御慈悲裁判に盲従し、その非合理性に対して、いささかの疑念をもたず当然自明の理としてこれに忍従してきたのであった。

慶応三年十月幕府は倒かいし維新政府の誕生とはなったものの法制はほとんど旧幕府のそれを継承し、封建勢力である藩が残存したため、法制の一八〇度転廻は到底困難だったわけである。更には、明治四年廃藩置県を断行して中央集権政治体制を樹立し府県知事・県令が裁判を行うに至った後でも依然として前近代的な御慈悲裁判が行われていた。

しかし民事訴訟の近代化は、その萌芽をはじめていた。従来、民事・刑事を問はず、裁判は旧時代の伝統に従って総て非公開で行はれ、いわば暗黒裁判であつた。ところが明治五年五月二十九日司法省は太政官に対し伺をたて「聴訟ハ各民ノ権義ヲ保護シ、各安堵ヲ得セシムル所以ニシテ、公正便利敏捷ヲ尽ス所ニ候処、各民然ル所以ヲ弁セス、唯官吏ノ權力ニ被圧候ト心得、中心不服、退テ怨望致候様ノ儀有之候テハ、御趣旨ニ相悖リ候ノミナラズ、第一裁判ノ本意不相立候、就テハ以来聴訟所へ新聞紙出版人差入聴聞ヲ許シ、其實際ヲ新聞ニ上梓為致、遍ク審判ノ正明ナルヲ知ラセ候ヘバ、裁判ノ是非曲直モ相分リ、自ラ人民保護ノ趣意可相立」との趣旨であるから、今後は法廷で新聞紙出版人の傍聴を許してこれを新聞に報道させて、裁判の正明であることを世間に知らせたいと力説した。これに対し、太政官では、司法省裁判所及び東京裁判所のみ何ぞ傍聴を許し、府県裁判所の場合には見送りの態度をとっている。しかしこのような制限付のものとはいへ、この伺及び指令からは、御慈悲裁判から人民の権義を保護するための裁判であること及び非公開の裁判から公開の公正な裁判へと踏みだす起点を示している。この裁判公開への途は同年十一月十日司法省第三三三号達により、今後は戸長並に副戸長が共願すれば各裁判所での訴訟の「聴聞」を許すこととされ（司法省蔵版「非現行類聚法規」二六卷五三八頁）、次いで八年二月二日第三〇号布告は「民事訴訟審判ノ儀、人民一般傍聴差許候条、此旨布告候事、但男女ノ間ニ起リシ風儀ニ関スル訴訟ハ其限りニアラズ」と指令し、近代化の標識の一つである民事裁判公開の原則はここに漸くにして実現されたのである。この太政官布告に基いて、司法省では同年四月四日甲第二号布達を以て「各裁判所傍聴規則」を定め全国の裁判所に通達するに至つた（司法省「蔵現行類聚法規」六卷五五四頁五五六頁）。

(そもそも人民訴権の思想は既に幕末、津田真一郎が帰国後慶応二年に出版した泰西国法論の中に「訴訟は法院の門戸を開き公然として行ふべし」と裁判の公開を主張している。)

(四) 二当事者訴訟構造

この標識については訴訟法典の体裁を整えた、訴答文例の第一卷原告人第二卷被告人と対置せしめているところに、二当事者主義訴訟構造の萌芽を見出すことができる。即ち民事訴訟は当事者の敵対関係を通じて、その間に合法的秩序を見出そうという権利義務の対立を基調とする個人主義法制によく適応するのである。しかるに維新当初には、民事刑事の別なく法廷は旧幕時代のままで、庶民は白洲で行い、六位以上は座舖で取調べることとなっていた(獄庭規則明治三年五月二五日刑部省定)が、これは五年一〇月一〇日の司法省第二五達をもって、「人民一般ノ公義」すなわち法の前に於ける万人平等の原則に基づき白洲における尊卑の分界を撤廃し、華士族・官員・平民に至るまですべて同様にすべしとされるに至っている。一方期日の呼出に應じなかつた者は「命令」に違背したものであり、従つて又裁判所の「威令」を冒瀆したとの理由で、民事裁判に於て笞杖を与えられていた。即ち刑部省より民政部への回答で、訴訟に遅刻又は不参した者に対しては、「違式」を以て論ずることとし、重きは笞二〇、軽きは笞一〇、答に及ばないものは呵責に処するとされた。

しかし、明治六年八月司法省達第六号を以て之を禁止し「聴訟の義は人民の権利を伸したる為に其曲直を断ずるの設に候得ば、愈懇説篤論して能く其情を尽さしむるべきの所、右事務を断獄と混同し、訴訟原告人へ笞杖を、加へ候向も有之哉に相聞、甚以無謂次第に付、爾后右様の儀無之様厚く注意可致事」と戒告している。このようにして制

度としては近代化へ一歩を踏み出すこととなったのである。

- (一) 明治以前の時代、例えば徳川時代には、町奉行、勘定奉行、寺社奉行、或いは評定所の裁判機関があったが、これらは行
政官庁として司法事務をも管掌していた（石井良助「日本法制史概説」四七二頁、高柳真三「日本法制史」(一)三五二頁等）
- (二) 明治二年七月二七日第六百六十四号民部省規則（法全二七九頁）
- (三) 全文二二章一〇八条から成る大法典で、裁判所の組織に関する我国最初の統一的法典であるとされている。
- (四) この点はフランスの破毀院（*Cour de cassation*）にならったものである。石井良助「明治文化史」裁判篇二二二頁。
- (五) 石井、前掲書二四一頁。
- (六) 熊谷開作「日本近代法の成立」一二四頁。
- (七) 向井健、「明治初年における民事訴訟法典の編纂」綜合法学六卷八号十二頁。
- (八) 細川亀市、日本近代法制史三二七頁。
- (九) 細川亀市、前掲書一九頁
- (一〇) 牧健二、「明治八年民事裁判の原則」法学論第十七卷二号一七七頁。
- (一一) 牧健二、前掲書同所参照。
- (一二) 「本年太政官第百三号公布裁判事務心得第三条ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニヨリ云々ト有之右ハ成文法律ナキ時ハ政府
ト人民トノ間ニ行ハルル習慣ニヨリ兩ツチカラ之ナキトキハ成理ヲ推考シテ裁判スルコトト心得可然哉但本条兩箇ノ習慣相
触抵スルトキハ政府ト人民トノ間ニ行ハルル習慣ニヨリ可然哉」。
- (一三) この点の詳細については、細川亀市、「明治前期における民事訴権の形成」専修法学論集二六号一頁以下。

五、統一的訴訟法典としての民訴法の成立

右に考察した如く、明治維新の民事訴訟はその初期には準拠する法令もなく、慣例によって処理されて居た。其后は個別的に太政官布告や司法省の布達、指令等によって、個々の事項に関する規則が定められたのであるが明治二三年に民事訴訟法が制定されるまでは統一法はついに存在しなかつた。

政府は夙に諸法典の整備が急務であることに鑑み、明治九年元老院に法律取調べを命じ之に基き司法省内に法律取調所が設けられ、民事訴訟法の制定も亦当然其の任務の一つを成していた。ところで明治初期における我法律学界は、フランス法の決定的影響の下にあり、近代西洋法制度の摂取は主としてフランス法の継受であつたといえる。裁判所の機構及び手続についても総てフランス法の制度が移入されたのであつた。^(二)民事訴訟法典の組織的編纂が開始されたのも、実はこのようなフランス法の影響下であつたといえる。明治六年一月江藤新平の書いた文書の一端に次の如き記載がある。訴訟法は鷲津権大法官、河村権中法官、荒木七等出仕其他の人々にて會議罷左、此訴訟法略則は玉乃権大判事、西権中判事、英人ヒールにて草案相成稿相成候に付只今は省中重立候人々見廻中にて御座候(的野半介氏著「江藤南白」下巻一〇—一二頁)。ところでこの訴訟法略則は八三ヶ条から成る区裁判所規則の草案であるが、訴訟法の編纂がいかなる程度まで進行したかは不明である。「國法、民法、商法、訴訟法、治罪法、刑法」「會議是迄の如く相運ばれば自今満二年を経れば之を施行し終り云々」(前掲一三五頁)とはげしい気魄でフランス法を模倣しようとした江藤の諸法典の編纂事業も六年四月參議へ転じ十月退官のため中絶するに至つた。江藤の後をうけた大木喬任は明治

八年頃から司法省内で法典編纂を開始し、訴訟法は未定稿ではあったが一応の草案を完成した。元老院が訴訟法編纂の「達」をうけたのは、この司法省草案が一応の完成をみた頃であった（九年九月十八日）といわれている。^(二)元老院訴訟法編纂につき、その編纂の努力が実を結んだのは、それから約二年後の事であった。即ち明治十二年のはじめ第一次草案二二九条がまとなり、更に大増補が加えられて一三一条の第二次草案が、翌十三年七月には第三次草案二二九条、八月には第四次案二七〇条が稿了した。この草案を更に訂正増補して一〇月には二八七条の確定案が完成し、十二月には、元老院議長に上進された。

元老院草案のその後の扱については、明法志林一三号に「元老院ニテ編纂ノ訴訟法ハ最早整頓シタルヲ以テ太政官へ進呈サレ同官ヨリ更ニ審査ノタメ民法編纂局ニ附セラレタリ」と指摘するの外、不明である。

元老院草案は起案委員の四ヶ年の努力も無なく遂に施行されなかつた。日本人委員のみによつて作成された成国最初の民訴草案として忘るべからざるものであり、草案は、公開主義、弁論主義、口頭主義に立脚し、司法権の独立を基調とする近代的訴訟法典をなしていたのだが。^(三)

他面、明治十五年頃には司法省民事局長南部甕男が主となつて「民事訴訟手続」を作り之を各国語に翻訳して、當時来朝中の外人の法律家に示してその意見を求め、これに対し、英人コークウッド、独人テッヒョー等の意見が出されている。^(四)一方、当時既に民商法の編纂に関与していた仏人ボアソナードは民事訴訟法についても明治十六年（一八八三年）に、フランス法系の日本訴訟法財産差押法草案を著わして居り、またこれとは別に、彼の意見に基いたと思はれる民事訴訟法草案が作られて居る。第一編治安裁判所、第二編始審裁判所の二編四〇七条迄、其の体裁は一八

○六年の仏国民事訴訟法典に倣ったものである。

所が政府は当時最初の訴訟法典であった一八八七年独逸民事訴訟法に供つて立案しようとして決意し、明治十七年プロイセンの県参事官テッヒョーを招いてこれに立案を命じた。明治十七年五月二日の意見書(五)の中で、訴訟法の確立が日本司法制度に対する外国の信用を獲得するのに急務であることを述べている。そして一七年五月原案ができ一八年二月に草案を脱稿している。訴訟法予備会議は更に之を修正し一八年七月テッヒョー訴訟規則修正原案が出来之を邦訳して訴訟規則(六)をえ、同年九月確定案を得るために民事訴訟法取調委員会に之を付議した。ここで十九年六月まで一六〇回にわたる会議を重ねて第三読会を終了し、委員修正訴訟規則が出来上つた。かくしてテッヒョーは其独文草案を政府に提出したのである。

本草案は、一八七七年のドイツ民法を範とし、一部にプロイセンの法律、一八六七年のオーストリ訴訟法草案、一八六八年のヴェルテンベルグ法に倣い、又英仏法理も個別的に加味されている。即ちフランス法の影響としては民事事件への検事の立合(八三、八四条)がある。また英米の影響と目されるものに当事者本人を証拠方法とすることに付き、当事者を証人と同様に訊問しうることとして規定がみられる(草案三五三―三六三条本)。いずれにせよ、本草案は八三編八七四条より成り、大体において仲裁手続又公示催告手続を除いた昭和四年の改正前の民事訴訟法の体裁に類している。(一)裁判所の審級については現在通り四階級三審の制度がとられ、(二)検察官の立会が、仏法、ハーバー法、オルテンベルグ法に倣つて特殊事件に関し公益代表として立会ふことが規定された、(三)弁護士強制については本人訴訟を認めていた、(四)和解前置主義がとられ、起訴前の和解任意主義が規定された、(五)職権送達、(六)将来の

給付、(七)訴訟物の譲渡、(八)真実義務、(九)当事者訊問、(十)強制執行が認められている。

テツヒュー草案は、其后引継ぎ重ねて法典調査会の一部として法律取調委員会に於て審議しなすことにより、明治二〇年十二月一六日より二一年一〇月一日に五三回に亘る会議が開かれ、^(八)明治二四年から施行された民事訴訟法草案となった。仲裁手続・公示催告手続は即座にドイツ法を翻訳したのであった。

このようにして、少くとも同時代の最も近代化された手続を参考として起草された。このような民事訴訟法典の施行は、当時の日本の未だ十分に発展し、産業化していなかった社会にとつては、あまりにも進歩しすぎたものであった。しかしこの法と社会との断属は急速な資本主義社会経済の発達と共に減少するに至った。一方時の経過と共に立法の持続的增加、社会経済の発展に伴う極めて複雑な事件の増加は新しい問題をもたらずに到った。この問題に関しては、大正十五年の改正民事訴訟法として現はされた。即ち明治二三年の民事訴訟法は、手続が煩瑣にわたり、民法、商法等の実体法の制定、破産法の改正等により、実際の運営上に不備の点が少なくなかった。そこで明治二八年司法省に民事訴訟法調査委員会が設けられて改正に着手した。しかし民法の施行に間に合はなかったため、明治三二年初次に法典調査会が引継ぎ明治三六年六月民事訴訟法改正草案として発表されたが一九〇〇年の改正ドイツ民事訴訟と変りなく成案とならぬまま終った。その後、オーストリー、ハンガリー民事訴訟法典を参考として、新草案の起草に着手し、大正八年、民事訴訟法改正調査委員会が引継ぎ、大正十四年に漸くその成案を得、大正十五年四月二二日法律第六一号「民事訴訟法中改正法律」として公布され昭和四年一〇月一日から施行された。この改正は弁論の集中と訴訟の迅速化をもたらすために職権進行の領域を拡げ、欠席判決証書訴訟及び為替訴訟を廃止し、準備手続を拡充

し、訴訟の移送、訴訟参加の制度を拡大したのである。その後若干の改正はあったものの大幅な修正はなかった。

(一) 伊東・手塚「明治十三年の元老院草案」法学研究二二卷二、三合併号六二頁、及び兼子一「日本民事訴訟法に対する仏蘭露の影響」民事法研究二卷二〇頁以下。

(二) 伊東・手塚、前掲書、六三頁。

(三) この点についての詳細は伊東・手塚「前掲書」が唯一のすぐれた考察をしている。

(四) コークウッド「現行訴訟手続意見書」司法省司法研究室蔵

(五) この日、テッヒョーは訴訟法原案一冊(裁判権・検事ノ立会・裁判管轄)を参考として意見書と共に伊東博文に呈している。

(六) テッヒョー訴訟規則修正原案二冊。

(七) 委員修正民事訴訟規則全十二冊、司法省研究室蔵、修正規則・修正理由をあげている。

(八) 法典調査会民事訴訟法草案議事筆記、なおテッヒョーに代つてモッセが参画しているモッセ訴訟法草案意見書(一八八七年十二月一日付)が出されている。

六、第二次大戦後の事情

戦后、新憲法の施行に伴い、新たに裁判所法が施行せられ、司法制度も一新した。即ち我国の「戦后」といわれる時代は、あらゆる部面において転換機に立たされた時期であり、面従来慣れ親しんだ大陸法とは全く異質のアメリカ的な訴訟観、アメリカ的制度の上からの導入が試みられたばかりでなく、他面自主的に制度の改革が行われるに際し

てもアメリカの制度を範型として様々の面で旧制度の改革、新制度の導入が試みられた。裁判制度の中では、司法制度全体がアメリカ憲法の型に倣って大きく再編成されたわけである。民事司法制度については、地方裁判所一人制の原則化と判事補制度の導入、司法研修制度の発足、家庭裁判所の設置が指摘できる一方、民事訴訟法制度内部においては、当事者主義の強調とか、継続審査主義への切替の試みや、民事上告特例法に現われていた上告制限の思い切った導入があげられる。また、特別手続の部面では、家事審判手続・家事調停手続の整備、民事調停法による調停手続の統合の事業、破産法の改正と会社更生法の誕生、行政事件訴訟特例法の制定などが数えられる。このうち会社更生法の制定や破産法の改正については、その生い立ちからして、占領軍の示唆に基くものであり、アメリカ法の影響が顕著な部面である。当事者主義の強化、継続審理主義の導入についても、アメリカ的訴訟観の大幅な影響が看取される。又地方裁判所の一人制の原則とか、判事補制度とか、家庭裁判所制度とか上告制限の導入、或いは司法研修所による法曹の一元的試みは或程度の自主性を確保しながらも積極的にアメリカの制度に近づこうとする努力が行はれたのであった。しかしこのアメリカ法の導入は、第一に戦前から始まっていたドイツの制度理論との完全な遮断のままに比較法的検討と反省を経ずに行はれ、第二にアメリカの制度の現実直面している問題の究明を捨象して行はれたのである。このため「戦后」の時代から徐々に抜け出すと共に、理論的探究はやがてこの異質な制度に対する反撥をうけて後退する現象がおきてきた。継続審理規則から民事訴訟規則へ、民事上告特例法の歴史、それと絡みあって、最高裁機構論議等はこの一端を物語るものといえるのである。

ところで近代を個人主義社会と規制して、予測しうる次の時代を画するものとしての標識として、仮りに社会主義

國家をその対象として考へた場合の資料として、ソビエト國家に於ける民事訴訟をば資本制國家の民事訴訟との對比に於いて一べつしてみようと思う。

ソビエト同盟に於ける民事訴訟制度は、いわゆる資本國家に於ける民事訴訟制度と比較すると次の様な相違点が指摘出来る。

即ち、この事はとりもなおさず「社会主義的な生産関係と資本主義的な生産過程の差異に基くといえる」のであるが、「具体的には、商品生産と流通の範圍の相違^(一)」、換言すれば私的所有権の認められる範圍の差異に由来するといえるのである。

(1) ソビエトでは「私的所有権の認められるのは消費資料についてだけであつて、生産手段は総て国有か或いはコルホーズの集團の所有と云ふことになつてゐる^(二)」のに対して、資本制國家では私的所有の対象になるといふ点。

(2) ソビエトでは大部分の物資の生産・分配が國家的計画によつて遂行されてゐるのに対し資本制國家では、國家とは關係なく行はれる商品交換を媒介として生産が行はれ、かつこの商品交換過程が全國的な範圍で成立している点に求めることができる。

そこで資本制國家の民事訴訟制度については、私的所有と前提として、商品交換をめぐる紛争の解釈を主たる対象とするのに対して、社会主義國家の民事紛争の対象は質量ともに之れと異なるものがある。即ち、通常考えられる「民事紛争は消費資料に関する限られた範圍での商品交換をめぐるものの外、國家企業又はコルホーズと市民個人との關係とりわけ計画の遂行をめぐる労働協約上生ずる紛争が民事訴訟の対象^(三)」としてクローズアップすること

になる。

この意味からしてソビエト同盟における裁判所の役割は、単に市民相互間の紛争を解決するだけでなく、「社会主義的合法性と法秩序の維持を目的として、そのために作用するという特質」^(三)をもっている。

ところで「民事裁判手続の基礎」法案^(四)によって示される社会主義的合理性の維持の強化という傾向は、第一に処分権主義の大巾な制限、第二に国家企業或いは集団企業の増大に伴う、利害関係ある団体が積極的に訴訟に関与することを認め、此等を含めて紛争を全面的に解決するという方法がとられることになる。そこでは中心課題が社会主義的合理性の保持と法秩序の維持ということにあるのである。

(一) 染野義信「ソビエト民事訴訟法における統一的原則の成立」民事訴訟法雑誌八卷一六五頁。

(二) 染野義信、前掲書一六六頁。

(三) 染野義信、前掲書一六六頁。

(四) 一九六〇年「ソビエト同盟と同盟共和国の民事裁判手続の基礎」法案。

七、おまけ

以上述べてきた処は、主として訴訟制度の近代化がどのようにして行われてきたかに重点を置いて論を進めてきたわけであり、従って構想する論述の極めて一部にすぎないわけである。第一に国家要求と社会の近代化に伴う、民事訴訟制度の近代化の現象として、巨視的に考察するとき近代化の標識として記述した基準がクロゾアップされる事

になる。また、微視的に考察すれば、個人主義制度をその基盤とし、権利義務対立の個人主義法制が市民社会の要請であり、その本質に根ざすものとして、二当事者主義制度、参加制度、既判力の客観的範囲の限定が理解出来る分けるである。

第二に民事訴訟の近代化による日本の近代化への寄与の問題がある。即ち時代の近代化は国家社会の相剋のうちに進行する。概説的には国家は保守的であり、市民社会は進歩的であるといえる。民事訴訟は国家制度である。従ってそれには国家の意向に同調する面即ち保守的・反動的面がありうる。

第三には近代社会が市民社会から団体主義ないし社会主義社会への移行の傾向に伴う民事訴訟制度の変貌の問題がある。即ち非法事件手続の拡大、各種準司法制度の拡大は如実にこの事を物語るわけである。また訴訟内部に於ても、選定当事者、主観的予備的訴の併合、乱上訴の制裁等、多くの新制度はかかる観点よりその採用を理解しうるのである。論すべき問題点のあることを指摘して別の機会にはその点について論及したいと思っている。報告時間の関係もあり、制度の近代化の成立をまず以って論及することが論議を個別化させないとの考へに立って、専らその点に焦点をしばった分けである。

(一) かかる観点も含めて、個別的現象、事象的現象としての民事訴訟の近代化を取り扱ったものに畔上英治「民事訴訟の近代化」ジュリスト一九四号二一頁以下がある。

本稿の作成にあたっては次の文献に主として負うた

小野木常「明治初期の民事訴訟」法学論叢四九卷二号一六号

民事訴訟の立場より見た日本の近代化

司法省編「司法沿革史」

加藤正治「我國民事訴訟法の沿革」法学志林一五卷一号

中村宗雄「民事訴訟原理一卷」「訴訟法学と実体法学」「訴訟法学」「訴と請求並に既判力」(敬文堂)

兼子一「民事訴訟法の制定」—テッヒョー草案を中心として—民事法研究第二卷(酒井書店)

牧健二「明治初年における民事裁判の観念」史料十二卷二号

「明治八年民事裁判の原則」論叢一七卷二号

杉山直治郎「明治八年布告第一〇三号裁判事務心得と私法法源」法協四九卷九—十二号五〇卷一号

斎藤秀夫「民事裁判の歴史」(有斐閣)

伊東・手塚「明治十三年の元老院訴訟法草案」法学研究二二卷二・三合併号

染野義信「裁判制度」日本近代法発達史六、「民事訴訟法原論」(勸草書房)

石井良助「明治文化史」法制篇(洋々社)

熊谷開作「日本近代法の成立」(法律文化社)

最高裁事務総局「我国に於ける裁判所制度の沿革」法曹九卷四—七号

池田寅二郎「法典編纂」岩波講座日本歴史

三ヶ月章「戦后法律学の回顧」—民事訴訟法ジュリスト二一七号